



# 鳥取県公報

平成 18 年 10 月 11 日(水)  
号外第 1 4 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	一般国道の区域の決定 (737) (道路企画課) . . . . .	2
	一般国道の供用の開始 (738) (〃) . . . . .	2

# 告 示

## 鳥取県告示第 737 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 11 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目 220)において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 11 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
373 号	八頭郡智頭町大字尾見字ホフノサコ 193-2 地先から 同大字字立水 486-1 地先まで	6.0~8.5	214.0

## 鳥取県告示第 738 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 18 年 10 月 11 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目 220)において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 11 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
373 号	八頭郡智頭町大字尾見字ホフノサコ 193-2 地先から同大 字字立水 486-1 地先まで	平成 18 年 10 月 11 日